## 教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに 市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

## 1 「教職員の体罰・不適切な言動」に係る処分

	項		目		内 容
処分を受けた教職員				戦員	市立中学校 教諭 (31歳)
事	案	D	概	要	当該教諭は、令和5年12月5日(火)の休み時間中に廊下で生徒を指導する際、当該生徒の肩を押して壁際に押し込む体罰や威嚇行為、暴言など不適切な指導を行った。また、この事案を調査したアンケートにおいて、部活動中にも、部員に対し暴言を吐く不適切な指導を行っていたことが発覚した。
処	分	0)	内	容	停職3か月
処	分	年	月	日	令和6年3月5日

<sup>※</sup> 当該教職員は、同日付けで退職しました。

## 2 上記事案に係る処分(管理監督責任)

項目	内容	
処分を受けた教職員	市立中学校の校長の一般告	戒告
及び処分の内容	川立中子仪 仪文	
処 分 年 月 日	令和6年3月5日	

問合せ先 教職員人事課 電話 042-769-8279